

福島県児童虐待事例検証報告書概要（令和2年3月） （事例2の要点）

〈事案の概要と経過〉

母は、平成29年夏頃妊娠していることを自覚したものの、父親である男性とは既に破局していたこと等から妊娠を秘匿し続け、妊婦健診等の受診も行わなかった。
 平成29年10月25日午前10時、母は勤務先のトイレで男児（以下「本児」という。）を出産した後、本児を袋に入れて、袋を職場内に放置した。
 本児は同日午後1時40分頃に職員に発見され、救急搬送された。医師からは低体温症と診断されており、命に別状はなかった。
 母は同年10月30日に殺人未遂容疑で逮捕され、保護責任者遺棄致傷罪で起訴され、平成30年1月9日に懲役3年執行猶予5年の有罪判決を受けた。

〈今後の対応に関する提言〉

項目	提言
① 妊娠・出産、子育て支援サービス、虐待予防に資する知識に関する広報・啓発	（妊娠・出産、虐待に関する知識の周知） <ul style="list-style-type: none"> 学校場面や、若年者向け講習会における妊娠出産に関する知識（妊婦健診の補助制度に関すること等を含む）、児童虐待に関する知識（虐待の種類、虐待になり得る行為等）を周知する。
	（性に関する指導の適切な実施） <ul style="list-style-type: none"> 性に関する指導において、性に関する具体的な指導、人権教育の一環として権利の適切な主張の方法等に関する指導、妊娠・出産後の具体的な事項について学び、これを踏まえた人生設計について考える機会を与える指導等を行う。 特に父親となる男性に対しては、女性を尊重することの大切さ、性交渉の責任及び父親となる覚悟等を学ばせる指導を行う。
	（養護教諭・スクールカウンセラー等による個別的な性に関する指導の実施） <ul style="list-style-type: none"> 養護教諭・スクールカウンセラー等が児童に対して個別的に性に関する指導を実施する。 また、当該職種に対して性に関する指導の必要性や指導法に関する研修を実施する。
② 予期しない妊娠についての相談窓口や利用出来る資源に関する広報・啓発	（予期しない妊娠に関する相談窓口の広報・啓発） <ul style="list-style-type: none"> 予期しない妊娠に関する相談窓口（女性健康支援センター、各市町村母子保健担当課等）について広く広報・啓発を行う。 また、予期しない妊娠に関する相談への対応が乳幼児の死亡事例の防止のために重要な役割を持つことを踏まえ、相談者が相談しやすくなるための広報や、相談窓口において総合的な支援を行うことが出来る体制の整備を行う。
	（一時保護、里親制度、特別養子縁組等の広報） <ul style="list-style-type: none"> 予期しない妊娠をし、生まれてくる子どもを自身で育てられない場合に利用出来る一時保護、里親制度、特別養子縁組制度等の資源の広報及び具体的な利用手続き等の広報を行う。 一時保護等の緊急的な対応を行う児童相談所は、全国児童相談所共通ダイヤル（「189（いちはやく）」）をダイヤルすることにより相談が可能であることから、困ったことがあれば「189」で相談が出来る旨を周知する。
③ 支援につなぐに困難な当事者に対する適切な相談支援、相談窓口等の広報・啓発	（効果的な広報・啓発の実施） <ul style="list-style-type: none"> 広報・啓発においては対象者の身近な場所（スーパーマーケット等）での印刷物の配布等、対象者に伝わりやすいように実施する。
	（経済的困窮に関する相談窓口の広報・啓発） <ul style="list-style-type: none"> 経済的困窮に関する相談窓口（生活困窮者自立支援法上の相談窓口、法律相談等）について、広く住民に広報・啓発を行う。
	（相談対応における関係機関の適切な連携） <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口においては、経済的困窮をきっかけに本事例のような児童の福祉の侵害が起こる可能性があることを踏まえ、必要に応じて児童福祉担当課、母子保健担当課と連携して対応を行う。
	（効果的な相談窓口の広報・啓発） <ul style="list-style-type: none"> 適切な相談窓口の啓発のため、各生活場面ごと（「お金のことで困ったときは・・・」等）に相談先が記載された冊子を作成し、配布する。
④ 女性の権利を尊重する社会の実現	（相談スキル獲得のための取り組み） <ul style="list-style-type: none"> 学校での教育において、児童が相談をするスキル（自分が困っている状態であることを認識すること、だれにどのように相談するべきかを知ること）を身につけられるよう指導を行う。
	（性差別の是正） <ul style="list-style-type: none"> 本事例は、総じて社会における性差別の構造の影響を受けていると言えることから、以下により是正する対策が必要である。 <ol style="list-style-type: none"> ① 女性が権利の主体であること及び権利の行使の方法について啓発等を行うこと。 ② 女性の経済的自立を促進すること。 ③ リプロダクティブライツ（妊娠・出産について自身で決定する権利）に関する啓発や女性が主体的に行える避妊方法の周知を行うこと。